最高裁規則

○最高裁判所規則第十一号

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

最高裁判所

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則の一部を改正する規則

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○総務省令第百七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

総務大臣　山本　早苗

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「他の特定実験試験局」を「他の無線局」に、「その既設の特定実験試験局」を「と既設の特定実験試験局」に、「と当該既設の無線局」に、「各特定実験試験局」を「各無線局」に、「が図られている」を「その他の当該既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために必要な措置がとられている」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第2の表注25(5)中「他の特定実験試験局」を「他の無線局」に、「その既設の特定実験試験局」を「当該既設の無線局」に、「場合は」を「場合であつて」に改め、「図られている」の次に「ときは、その」を加える。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十三条第一項中「総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な期間及び地域並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局（以下この条において「特定実験試験局」という。）を「無線局根本基準第六条第二項に規定する特定実験試験局」に、「他の特定実験試験局」を「他の実験試験局」に、「当該特定実験試験局」を「当該実験試験局」に、「において特定実験試験局の運用」を「において無線局の運用」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「特定実験試験局」を「無線局」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、無線局（実験試験局を除く。）の運用を阻害するような混信を与え、又は与えるおそれがあるときについて準用する。この場合において、同項中「ときは、当該実験試験局の免許人相互間において無線局の運用に関する調整を行い」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第一号

法務省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十条第五項において読み替えて準用する同法第十二条第三項、第十二条の二第三項及び第十二条の三第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

総務大臣　山本　早苗

法務大臣　岩城　光英

戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令

戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に、「住民基本台帳カード等」を「個人番号カード等」に改める。

第六条第二号及び第八条第一号イ中「住民基本台帳カード等」を「個人番号カード等」に改める。

第十条第三項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項第一号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（住民基本台帳カードに関する経過措置）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなして、この省令による改正後の戸籍の附票の写しの交付に関する省令の規定を適用する。

○総務省
法務省令第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）の施行に伴い、住民基本台帳法施行令第三十条の三十一及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

総務大臣　山本　早苗

法務大臣　岩城　光英

住民基本台帳法施行令第三十条の三十一及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行令第三十条の三十一及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令（平成二十四年総務省・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令

第一条の見出し及び同条第一項中「第三十条の三十一」を「第三十条の三十」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。